

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者
基 準 確 認 シ ー ト
(令和3年4月改定基準)

短 期 入 所 療 養 介 護

介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護

事業所名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

記入者名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

基準確認シートについて

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

- ⑤ ユニット型指定短期入所療養介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所）においては「ユニット型」の記載のある項目を、それ以外の事業所においては「従来型」の記載のある項目を点検してください。記載のない項目は、双方の事業所に共通する基準です。

なお、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所（一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所）においては、経過措置により改正前の「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第30号）及び「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）によることとされていますが、遵守すべき基準の内容は同等のものであることから、ユニット部分については「ユニット型」、それ以外の部分については「従来型」の記載のある項目を点検してください。

- ⑥ この基準確認シートは、指定短期入所療養介護の運営基準等を基に作成されていますが、指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防短期入所療養介護についても指定短期入所療養介護の運営基準等に準じて基準の確認を行ってください。

なお、網掛け部分については指定介護予防短期入所療養介護の事業独自の運営基準です。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- 法 … 介護保険法
(平成9年12月17日法律第123号)
- 施行規則 … 介護保険法施行規則
(平成11年3月31日厚生省令第36号)
- 条例 … さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成24年12月27日条例第68号)
- 予防条例 … さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成24年12月27日条例第69号)
- 平11老企25 … 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 平17厚劳告419 … 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針
(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)
- 平12厚告123 … 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等
(平成12年3月30日厚生省告示第123号)
- 平12老企54 … 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて
(平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 平12老振75・老健122 … 介護保険施設等における日常生活費等の受領について
(平成12年11月16日老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知)
- 平13老発155 … 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について
(平成13年4月6日老発第155号厚生省老健局長通知)

電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイドンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

介護サービス事業者 基準確認シート 目次

一 基本方針	1
二 人員に関する基準	2
三 設備に関する基準	3
四 運営に関する基準	5
五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	36
六 変更の届出等	38
七 その他	39

一 基本方針

項目	確認事項	根拠法令
	(1) 利用者の意思・人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 いる・いない	条例 第3条第1項 予防条例 第3条第1項
	(2) 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 いる・いない	条例 第3条第2項 予防条例 第3条第2項
従来型	(3) 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護・機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図っていますか。 いる・いない	条例 第169条
	(4) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護・機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持・向上を目指していますか。 いる・いない	予防条例 第153条
ユニット型	(5) 利用者一人一人の意思・人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護・機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図っていますか。 いる・いない	条例 第186条
	(6) 利用者一人一人の意思・人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持・向上を目指していますか。 いる・いない	予防条例 第171条

二 人員に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	(1) 介護老人保健施設の場合 事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を介護老人保健施設の入所（入居）者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる数以上となっていますか。 い る ・ い ない	条例 第170条第1項第1号 予防条例 第154条第1項第1号 平11老企25 第3の九の1(1)
	(2) 指定介護療養型医療施設の場合 事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数以上となっていますか。 い る ・ い ない	条例 第170条第1項第2号 予防条例 第154条第1項第2号 平11老企25 第3の九の1(1)
	(3) 療養病床を有する病院・診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く）の場合 事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数以上となっていますか。 い る ・ い ない	条例 第170条第1項第3号 予防条例 第154条第1項第3号 平11老企25 第3の九の1(1)
	(4) 診療所（療養病床を有するものを除く）の場合 サービスを提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備し、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していますか。 い る ・ い ない	条例 第170条第1項第4号 予防条例 第154条第1項第4号 平11老企25 第3の九の1(1)
	(5) 介護医療院の場合 事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入院患者とみなした場合における介護医療院として必要とされる数以上となっていますか。 い る ・ い ない	条例 第170条第1項第5号 予防条例 第154条第1項第5号 平11老企25 第3の九の1(1)

※ 指定短期入所療養介護事業者と指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、一方の人員に関する基準を満たすことをもって、他方の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができます。

【条例第170条第2項、予防条例第154条第2項】

三 設備に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
従来型	(1) 介護老人保健施設の場合 介護老人保健施設として必要とされる施設・設備を有していますか。 いる ・ いない	条例 第171条第1項第1号 予防条例 第155条第1項第1号 平11老企25 第3の九の1(1)
	(2) 指定介護療養型医療施設の場合 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備を有していますか。 いる ・ いない	条例 第171条第1項第2号 予防条例 第155条第1項第2号 平11老企25 第3の九の1(1)
	(3) 療養病床を有する病院・診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く）の場合 ア 療養病床を有する病院・診療所として必要とされる設備を有していますか。 いる ・ いない イ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有していますか。 いる ・ いない	条例 第171条第1項第3号 第171条第2項 予防条例 第155条第1項第3号 第155条第2項 平11老企25 第3の九の1(1)
	(4) 診療所（療養病床を有するものを除く） ア サービスを提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4㎡以上となっていますか。 いる ・ いない イ 浴室を有していますか。 いる ・ いない ウ 機能訓練を行うための場所を有していますか。 いる ・ いない エ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有していますか。 いる ・ いない	条例 第171条第1項第4号 第171条第2項 予防条例 第155条第1項第4号 第155条第2項 平11老企25 第3の九の1(1)
	(5) 介護医療院の場合 介護医療院として必要とされる施設・設備を有していますか。 いる ・ いない	条例 第171条第1項第5号 予防条例 第155条第1項第5号 平11老企25 第3の九の1(1)
ユニット型	(6) 介護老人保健施設の場合 介護老人保健施設として必要とされる施設・設備を有していますか。 いる ・ いない	条例 第187条第1項第1号 予防条例 第172条第1項第1号
	(7) 指定介護療養型医療施設の場合 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備を有していますか。	条例 第187条第1項第2号 予防条例

	いる ・ いない	第172条第1項第2号
(8) 療養病床を有する病院の場合 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備を有していますか。	いる ・ いない	条例 第187条第1項第3号 予防条例 第172条第1項第3号
(9) 療養病床を有する診療所の場合 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備を有していますか。	いる ・ いない	条例 第187条第1項第4号 予防条例 第172条第1項第4号
(10) 介護医療院の場合 介護医療院として必要とされる施設・設備を有していますか。	いる ・ いない	条例 第187条第1項第5号 予防条例 第172条第1項第5号

※ 指定短期入所療養介護事業者と指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、一方の設備に関する基準を満たすことをもって、他方の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができます。

【条例第171条第3項、第187条第2項、**予防条例第155条第3項、第172条第2項**】

※ 医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）の施行前において、療養病床転換による療養型病床群として病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）及び診療所療養病床療養環境減算が適用されてきた病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設にあつては、当該減算が平成20年3月31日限りで廃止されたことから、当該病床を有する病院又は診療所における短期入所療養介護についても、各基準において、指定介護療養型医療施設と同等の基準を満たさなければなりません。

その他の経過措置については、「医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険関係法令の一部改正等について」（平成13年2月22日老計発第9号・老振発第8号・老老発第4号通知）を参照してください。

【**条例附則第3項～第9項、予防条例附則第4項～第10項、平11老企25第3の九の1(2)**】

四 運営に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
1 提供の開始に当たっての説明及び同意	<p>○ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容・利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの内容及び利用期間等についての同意については、書面によって確認することが望ましいです。</p>	<p>条例 第184条(第139条第1項準用) 第196条(第184条で準用する第139条第1項準用)</p> <p>予防条例 第162条(第121条第1項準用) 第177条(第162条で準用する第121条第1項準用)</p> <p>平11老企25 第3の九の2(14)(第3の八の3(1)準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の八の3(1))</p>
2 対象者	<p>(1) 利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくははその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所(入居)して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、指定短期入所療養介護を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第172条 第196条(第172条準用)</p>
	<p>(2) 利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくははその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所(入居)して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、指定介護予防短期入所療養介護を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第156条 第177条(第156条準用)</p>
3 サービスの開始及び終了	<p>○ 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者がサービスの利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、必要な援助に努めなければなりません。</p>	<p>条例 第184条(第140条第2項準用) 第196条(第184条で準用する第140条第2項準用)</p> <p>予防条例 第162条(第122条第2項準用) 第177条(第162条で準用する第122条第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の九の2(14)(第3の八の3(2)準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の八の3(2))</p>

<p>4 提供拒否の禁止</p>	<p>○ 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止します。</p> <p>※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは次のとおりです。</p> <p>① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地が通常の送迎の実施地域外である場合</p> <p>③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>条例 第184条(第10条準用) 第196条(第184条で準用する第10条準用)</p> <p>予防条例 第162条(第46条の3準用) 第177条(第162条で準用する第46条の3準用)</p> <p>平11老企25 第3の九の2(14)(第3の一の3(3)準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(3))</p>
<p>5 サービス提供困難時の対応</p>	<p>○ 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第184条(第11条準用) 第196条(第184条で準用する第11条準用)</p> <p>予防条例 第162条(第46条の4準用) 第177条(第162条で準用する第46条の4準用)</p> <p>平11老企25 第3の九の2(14)(第3の一の3(4)準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(4))</p>
<p>6 受給資格等の確認</p>	<p>(1) サービスの提供を求められた場合は、提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定(要支援認定)の有無及び要介護認定(要支援認定)の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 保険給付を受けることができるのは、要介護認定(要支援認定)を受けている被保険者に限られます。</p> <p>(2) 被保険者証に、指定居宅サービス(指定介護予防サービス)等の適切かつ有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第184条(第12条第1項準用) 第196条(第184条で準用する第12条第1項準用)</p> <p>予防条例 第162条(第46条の5第1項準用) 第177条(第162条で準用する第46条の5第1項準用)</p> <p>条例 第184条(第12条第2項準用) 第196条(第184条で準用する第12条第2項準用)</p> <p>予防条例 第162条(第46条の5第2項準用) 第177条(第162条で準用する第46条の5第2項準用)</p>

<p>7 要介護認定（要支援認定）の申請に係る援助</p>	<p>(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定（要支援認定）を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ます。</p>	<p>条例 第184条(第13条第1項準用) 第196条(第184条で準用する第13条第1項準用)</p> <p>予防条例 第162条(第46条の6第1項準用) 第177条(第162条で準用する第46条の6第1項準用)</p> <p>平11老企25 第3の九の2(14)(第3の一の3(6)①準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(6)①)</p>
	<p>(2) 居宅介護支援（介護予防支援）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定（要支援認定）の更新の申請が、遅くとも認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 継続して保険給付を受けるためには要介護（要支援）更新認定を受ける必要があります、認定が申請の日から30日以内に行われます。</p>	<p>条例 第184条(第13条第2項準用) 第196条(第184条で準用する第13条第2項準用)</p> <p>予防条例 第162条(第46条の6第2項準用) 第177条(第162条で準用する第46条の6第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の九の2(14)(第3の一の3(6)②準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(6)②)</p>
<p>8 心身の状況等の把握</p>	<p>○ サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第184条(第14条準用) 第196条(第184条で準用する第14条準用)</p> <p>予防条例 第162条(第46条の7準用) 第177条(第162条で準用する第46条の7準用)</p>
<p>9 法定代理受領サービスの提供（介護予防サービス費の支給）を受けるための援助</p>	<p>○ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が指定居宅介護支援（指定介護予防支援）を受けていないときは、利用申込者又は家族に対し、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成を居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行う（介護予防サービス費の支給を受ける）ために必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例 第184条(第16条準用) 第196条(第184条で準用する第16条準用)</p> <p>予防条例 第162条(第46条の9準用) 第177条(第162条で準用する第46条の9準用)</p>

<p>10 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービスの提供</p>	<p>○ 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第184条（第17条準用） 第196条（第184条で準用する第17条準用） 予防条例 第162条（第46条の10準用） 第177条（第162条で準用する第46条の10準用）</p>
<p>11 サービスの提供の記録</p>	<p>(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、サービスについて利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を記載した書面又はこれに準じる書面に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません。</p> <p>(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。</p> <p>※ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第184条（第20条第1項準用） 第196条（第184条で準用する第20条第1項準用） 予防条例 第162条（第46条の13第1項準用） 第177条（第162条で準用する第46条の13第1項準用） 平11老企25 第3の九の2(14)（第3の一の3(10)①準用） 第3の九の3(11)（第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(10)①）</p> <p>条例 第184条（第20条第2項準用） 第196条（第184条で準用する第20条第2項準用） 予防条例 第162条（第46条の13第2項準用） 第177条（第162条で準用する第46条の13第2項準用） 平11老企25 第3の九の2(14)（第3の一の3(10)②準用） 第3の九の3(11)（第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(10)②）</p>
<p>12 利用料等の受領</p>	<p>(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）の1割（保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第173条第1項 第188条第1項 予防条例 第157条第1項 第173条第1項 平11老企25 第3の九の2(1)①（第3の一の3(11)①準用） 第3の九の3(4)（第3の九の2(1)①で準用する第3の一の3(11)①）</p>

<p>(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>① 利用者には、事業が指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の事業とは別事業であり、サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>② 事業の目的、運営方針、利用料等が、事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>③ 会計が指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の事業の会計と区分されていること。</p>	<p>条例 第173条第2項 第188条第2項 予防条例 第157条第2項 第173条第2項 平11老企25 第3の九の2(1)①(第3の一の3(1)②準用) 第3の九の3(4)(第3の九の2(1)①で準用する第3の一の3(1)②)</p>
<p>(3) (1)・(2)の支払を受ける額のほか、①～⑦以外の額の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用</p> <p>※ 特定入所者介護サービス費（特定入所者介護予防サービス費）が利用者に代わり事業者に支払われた場合は食費の負担限度額を限度とします。</p> <p>② 滞在に要する費用</p> <p>※ 特定入所者介護サービス費（特定入所者介護予防サービス費）が利用者に代わり事業者に支払われた場合は、居住費の負担限度額を限度とします。</p> <p>③ 利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>④ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>⑤ 送迎に要する費用（送迎加算を算定する場合を除く。）</p> <p>⑥ 理美容代</p> <p>⑦ 日常生活に要する費用</p> <p>ア 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用</p> <p>イ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めません。</p>	<p>条例 第173条第3項 第188条第3項 予防条例 第157条第3項 第173条第3項 平11老企25 第3の九の2(1)② 第3の九の3(4)(第3の九の2の(1)②準用) 平12老企54</p>
<p>(4) 食事の提供に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。</p> <p>① 事業所における食事の提供に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。</p> <p>ア 契約の締結にあたっては、利用者又は家族に対</p>	<p>条例 第173条第4項 第188条第4項 予防条例 第157条第4項</p>

	<p>し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。</p> <p>イ 契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること</p> <p>ウ 食事の提供に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。</p> <p>② 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>第173条第4項 平17厚劳告419</p>
	<p>(5) 滞在に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。</p> <p>① 滞に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。</p> <p>ア 契約の締結に当たっては、利用者又は家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。</p> <p>イ 契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること。</p> <p>ウ 滞に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。</p> <p>② 滞に係る利用料は、療養環境の違いに応じて、それぞれ次の額を基本とすること。</p> <p>ア ユニットに属する療養室及びユニットに属さない療養室のうち定員が1人のもの 室料及び光熱水費に相当する額</p> <p>イ ユニットに属さない療養室のうち定員が2人以上のもの 光熱水費に相当する額</p> <p>③ 滞に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。</p> <p>ア 事業所の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。）</p> <p>イ 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第173条第4項 第188条第4項 予防条例 第157条第4項 第173条第4項 平17厚劳告419</p>
	<p>(6) 利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用については、次の基準に沿っていますか。</p> <p>① 特別な療養室等の定員が、1人又は2人であること。</p> <p>② 特別な療養室等の定員の合計数を入院患者又は入所者（入居者）の定員で除して得た数が、おおむね100分の50を超えないこと。</p> <p>③ 利用者1人当たりの床面積が、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては8㎡以上、病院又は診療所にあつては6.4㎡以上であること。</p> <p>④ 特別な療養室等の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。</p>	<p>平12厚告123 一のロ・ヘ・ト</p>

- ⑤ 特別な療養室等の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものではないこと。
- ⑥ 特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

い る ・ い ない

- ※ 特別な療養室等の提供に当たっては、滞在に係る利用料の追加的費用であることを利用者又は家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。
- ※ 緊急短期入所受入加算の対象となる者が利用するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けることはできません。

- (7) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用については、次の基準に沿っていますか。
- ① 通常の食事の提供に要する費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、通常の食事の提供に係る利用料の額を超えて必要な費用につき支払を受けるのにふさわしいものであること。
 - ② 事業所において、次に掲げる配慮がなされていること。
 - ア 医師との連携の下に管理栄養士又は栄養士による利用者ごとの医学的及び栄養学的な管理が行われていること。
 - イ 食堂、食器等の食事の提供を行う環境についての衛生管理がなされていること。
 - ウ 特別な食事を提供することによって特別な食事以外の食事の質を損なわないこと。
 - ③ 利用料の額については、特別な食事を提供することに要した費用から通常の食事の提供に係る利用料の額を控除した額とする。
 - ④ あらかじめ利用者又は家族に対し十分な情報提供を行い、利用者の自由な選択と同意に基づき、特定の日にあらかじめ特別な食事を選択できるようにすることとし、利用者の意に反して特別な食事が提供されることのないようにしなければならないこと。
 - ⑤ 利用者又は家族への情報提供に資するために、事業所等の見やすい場所に次に掲げる事項について掲示するものとする。
 - ア 事業所等において毎日、又は予め定められた日に、予め希望した利用者に対して、利用者が選定する特別な食事の提供を行えること。
 - イ 特別な食事の内容及び料金
 - ⑥ 特別な食事を提供する場合は、利用者の身体状況にかんがみ支障がないことについて、医師の確認を得る必要があること。
 - ⑦ 特別な食事の提供に係る契約に当たっては、通常の食事に係る利用料の追加的費用であることを利用者又は家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

平12厚告123
二のイ・ロ・ハ

<p>いる・いない</p>	
<p>(8) 日常生活に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。</p> <p>① その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。</p> <p>② お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。</p> <p>③ 利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。</p> <p>④ その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。</p> <p>⑤ その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならないが、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。</p> <p>ただし、その都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>条例 第173条第3項 第188条第3項 予防条例 第157条第3項 第173条第3項 平11老企25 第3の九の2(1)② 第3の九の3(4)(第3の九の2の(1)②準用) 平12老企54 平12老振75・老健122</p>
<p>(9) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者・家族に対しサービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者・家族に対し、サービスの内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。同意については、利用者及び施設双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行ってください。</p> <p>この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受領の必要が生じるごとに、受領のたびに逐次行う必要はなく、利用の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービスの内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認してください。</p>	<p>条例 第173条第5項 第188条第5項 予防条例 第157条第5項 第173条第5項 平11老企25 第3の九の2(1)③ 第3の九の3(4)(第3の九の2の(1)③準用) 平12老振75・老健122</p>
<p>(10) サービスの提供に要した費用の支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事</p>	<p>法 第41条第8項 第53条第7項(第41条第8項準用) 施行規則</p>

	<p>の提供に要した費用の額・居住に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。</p> <p>※ その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。</p>	<p>第65条 第85条（第65条準用）</p>
<p>13 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>○ 利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第184条(第22条準用) 第196条(第184条で準用する第22条準用) 予防条例 第162条(第47条の2準用) 第177条(第162条で準用する第47条の2準用)</p>
<p>14 指定短期入所療養介護の取扱方針</p> <p>※ 介護予防短期入所療養介護については、P. 36の「1 指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針」を参照</p>	<p style="text-align: center;">従来型</p> <p>(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の療養を妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>(2) 相当期間以上にわたり継続して入所(入居)する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮してサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 相当期間以上とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととします。 4日未満の利用者にあっても、居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供してください。</p> <p>(3) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者・家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第174条第1項</p> <p>条例 第174条第2項 平11老企25 第3の九の2(2)①</p> <p>条例 第174条第3項</p>
	<p style="text-align: center;">ユニット型</p> <p>(4) 利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとしてサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、一人一人の利用者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければなりません。</p> <p>※ 利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、</p>	<p>条例 第189条第1項 予防条例 第178条第1項 平11老企25 第3の九の3(5)①</p>

	<p>サービスとして適当ではありません。</p> <p>(5) 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮してサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう配慮してサービスを行われなければなりません。</p> <p>このため職員は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要です。</p> <p>(6) 利用者のプライバシーの確保に配慮してサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>(7) 利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切にサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>(8) 従業者は、サービスの提供に当たって、利用者・家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>(9) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第189条第2項 予防条例 第178条第2項 平11老企25 第3の九の3(5)②</p> <p>条例 第189条第3項 予防条例 第178条第3項</p> <p>条例 第189条第4項</p> <p>条例 第189条第5項</p> <p>条例 第174条第6項 第189条第8項</p>
<p>15 身体的拘束等の禁止</p>	<p>(1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 身体的拘束禁止の対象となる具体的行為とは次のとおりです。</p> <p>① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。</p> <p>④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑥ 車いすやいすからずり落ちたり立ち上がったたりし</p>	<p>条例 第174条第4項 第189条第6項 予防条例 第158条第1項 第177条(第158条第1項準用) 平13老発155 (身体拘束ゼロへの手引き)</p>

	<p>ないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。</p> <p>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服薬させる。</p> <p>⑪ 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。</p>	
	<p>(2) 管理者及び従業者は、身体的拘束等の廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平13老発155 2 3</p>
	<p>(3) 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する身体的拘束廃止委員会などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 改善計画に盛り込むべき内容</p> <p>① 事業所内の推進体制</p> <p>② 介護の提供体制</p> <p>③ 緊急やむを得ない場合を判断する体制・手続き</p> <p>④ 事業所の設備等の改善</p> <p>⑤ 事業所の従業者他の関係者の意識啓発のための取り組み</p> <p>⑥ 利用者の家族への十分な説明</p> <p>⑦ 身体的拘束廃止に向けての数値目標</p>	<p>平13老発155 5</p>
	<p>(4) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 身体的拘束等の記録は主治医が診療録に行わなければなりません。</p>	<p>条例 第174条第5項 第189条第7項 予防条例 第158条第2項 第177条(第158条第2項準用) 平11老企25 第3の九の2(2)②</p>
	<p>(5) 記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 身体的拘束等の記録は5年間保存しなければなりません。</p>	<p>平13老発155 6 平11老企25 第3の九の2(2)②</p>
<p>16 短期入所療養介護計画の作成</p> <p>※ 介護予防短期入所療養介護について</p>	<p>(1) 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所(入居)することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービス</p>	<p>条例 第175条第1項 第196条(第175条第1項準用) 平11老企25 第3の九の2(2)① 第3の九の2(3)①</p>

<p>は、P. 36の「2 指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針」を参照</p>	<p>の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 相当期間以上とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指します。 4日未満の利用者にあっても、居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供してください。</p> <p>※ 介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせてください。 介護支援専門員がいない場合には、計画作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましいです。</p>	<p>第3の九の3(1)(第3の九の2(3)①準用)</p>
	<p>(2) 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 居宅におけるケアプランを考慮しつつ、利用者の日々の療養状況に合わせて作成してください。</p>	<p>条例 第175条第2項 第196条(第175条第2項準用) 平11老企25 第3の九の2(3)③ 第3の九の3(1)(第3の九の2(3)③準用)</p>
	<p>(3) 管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 短期入所療養介護計画は利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保証しようとするものです。</p>	<p>条例 第175条第3項 第196条(第175条第3項準用) 平11老企25 第3の九の2(3)② 第3の九の3(1)(第3の九の2(3)②準用)</p>
	<p>(4) 管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、短期入所療養介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 短期入所療養介護計画は5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第175条第4項 第196条(第175条第4項準用) 平11老企25 第3の九の2(3)② 第3の九の3(1)(第3の九の2(3)②準用)</p>
<p>17 診療の方針</p>	<p>(1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っていますか。</p>	<p>条例 第176条第1号 第196条(第176条第1号準用) 予防条例 第165条第1号 第182条(第165条第1号準用) 平11老企25 第3の九の2(4) 第3の九の3(1)(第3の九の2(4)準用) 第4の三の7(3)</p> <p>条例 第176条第2号 第196条(第176条第2号準用) 予防条例</p>

		いる・いない	第165条第2号 第182条(第165条第2号準用)
	(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者・家族に対し、適切な指導を行っていますか。	いる・いない	条例 第176条第3号 第196条(第176条第3号準用) 予防条例 第165条第3号 第182条(第165条第3号準用)
	※ 医師は常に利用者の病状や心身の状態の把握に努めてください。		
	(4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っていますか。	いる・いない	条例 第176条第4号 第196条(第176条第4号準用) 予防条例 第165条第4号 第182条(第165条第4号準用)
	(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っていませんか。	いない・いる	条例 第176条第5号 第196条(第176条第5号準用) 予防条例 第165条第5号 第182条(第165条第5号準用)
	※ 厚生労働大臣が定める療法等(平成12年3月30日厚生省告示第124号、平成30年3月22日厚生労働省告示第78号)		
	(6) 特殊な医薬品又は新しい医薬品を利用者に施用し、又は処方していませんか。	いない・いる	条例 第176条第6号 第196条(第176条第6号準用) 予防条例 第165条第6号 第182条(第165条第6号準用)
	※ 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定短期入所療養介護事業所の医師の使用薬品(平成12年3月30日厚生省告示第125号、平成30年3月22日厚生労働省告示第78号)		
	(7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じていますか。	いる・いない	条例 第176条第7号 第196条(第176条第7号準用) 予防条例 第165条第7号 第182条(第165条第7号準用)
18 機能訓練	○ 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っていますか。	いる・いない	条例 第177条 第196条(第177条準用) 予防条例 第166条 第182条(第166条準用)
	※ リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければなりません。		平11老企25 第3の九の2(5) 第3の九の3(1)(第3の九の2(5)準用) 第4の三の7(4)
19 看護及び医学的管理の下における介護	従来型	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行っていますか。	条例 第178条第1項 予防条例 第167条第1項

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>(2) 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽や介助浴等適切な方法により実施してください。</p> <p>※ 利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。</p>	<p>条例 第178条第2項</p> <p>予防条例 第167条第2項</p> <p>平11老企25 第3の九の2(6)① 第4の三の7(5)①</p>
	<p>(3) 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施してください。</p>	<p>条例 第178条第3項</p> <p>予防条例 第167条第3項</p> <p>平11老企25 第3の九の2(6)② 第4の三の7(5)②</p>
	<p>(4) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ おむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換してください。</p>	<p>条例 第178条第4項</p> <p>予防条例 第167条第4項</p> <p>平11老企25 第3の九の2(6)② 第4の三の7(5)②</p>
ユ ニ ツ ト 型	<p>(5) (1)～(4)のほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第178条第5項 第167条第5項</p>
	<p>(6)① 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第190条第1項</p>
	<p>(6)② 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要があります。</p> <p>※ 利用者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に利用者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、利用者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な</p>	<p>予防条例 第179条第1項</p> <p>平11老企25 第3の九の3(6)①</p>

<p>面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要があります。</p> <p>(7) 利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 日常生活における家事には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられます。</p>	<p>条例 第190条第2項 予防条例 第179条第2項 平11老企25 第3の九の3(6)②</p>
<p>(8) 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければなりません。</p> <p>※ 入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽や介助浴等適切な方法により実施してください。</p> <p>※ 利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。</p>	<p>条例 第190条第3項 予防条例 第179条第3項 平11老企25 第3の九の3(6)③ 第3の九の3(6)④(第3の九の2(6)①準用)</p>
<p>(9) 利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施してください。</p>	<p>条例 第190条第4項 予防条例 第179条第4項 平11老企25 第3の九の3(6)④(第3の九の2(6)②準用)</p>
<p>(10) おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ おむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換してください。</p>	<p>条例 第190条第5項 予防条例 第179条第5項 平11老企25 第3の九の3(6)④(第3の九の2(6)②準用)</p>
<p>(11) (6)～(10)のほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第190条第6項 予防条例 第179条第6項</p>
<p>(12) 利用者に対して、利用者の負担により、事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていません</p>	<p>条例 第178条第6項</p>

	か。	第190条第7項 予防条例 第167条第6項 第179条第7項
	いる・いない	
20 食事	(1) 栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行っていますか。	条例 第179条第1項 予防条例 第168条第1項
	いる・いない	
従来型	(2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めていますか。	条例 第179条第2項 予防条例 第168条第2項 平11老企25
	いる・いない	
	※ 転換型の療養病床等であって食堂がない場合には、できるだけ離床して食事が食べられるよう努力をしなければなりません。	第3の九の2(7)① 第4の三の7(6)①
ユニット型	(3) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。	条例 第191条第1項 第180条第1項
	いる・いない	
	(4) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。	条例 第191条第2項 予防条例 第180条第2項
	いる・いない	
	(5) 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。	条例 第191条第3項 予防条例 第180条第3項 平11老企25 第3の九の3(7)①
	いる・いない	
	※ 事業者側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければなりません。	
	(6) 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。	条例 第191条第4項 予防条例 第180条第4項 平11老企25
	いる・いない	
	※ 共同生活室で食事を摂ることを強制してはいけません	第3の九の3(7)② 第4の三の9(6)①
	(7) 個々の利用者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、利用者の栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行っていますか。	平11老企25 第3の九の2(7)① 第3の九の3(7)③(第3の九の2の(7)①準用) 第4の三の9(6)①
	いる・いない	
	(8) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。	平11老企25 第3の九の2(7)②

		いる・いない	第3の九の3(7)③(第3の九の2の(7)②準用) 第4の三の9(6)②
	(9) 食事時間は適切なものとなっていますか。	いる・いない	平11老企25 第3の九の2(7)③ 第3の九の3(7)③(第3の九の2の(7)③準用) 第4の三の7(6)③
	※ 夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としてください。		
	(10) 食事の提供に関する業務を第三者に委託する場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されていますか。	いる・いない	平11老企25 第3の九の2(7)④ 第3の九の3(7)③(第3の九の2の(7)④準用) 第4の三の7(6)④
	※ 食事の提供に関する業務は事業者自らが行うことが望ましいですが、事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができます。		
	(11) 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を食事に的確に反映させるために、療養室等関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていますか。	いる・いない	平11老企25 第3の九の2(7)⑤ 第3の九の3(7)③(第3の九の2の(7)⑤準用) 第4の三の7(6)⑤
	(12) 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行っていますか。	いる・いない	平11老企25 第3の九の2(7)⑥ 第3の九の3(7)③(第3の九の2の(7)⑥準用) 第4の三の7(6)⑥
	(13) 食事内容については、医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられていますか。	いる・いない	平11老企25 第3の九の2(7)⑦ 第3の九の3(7)③(第3の九の2の(7)⑦準用) 第4の三の7(6)⑦
21 その他のサービスの提供	従来型	(1) 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めていますか。	条例 第180条第1項 予防条例 第169条第1項
		いる・いない	
	ユニット型	(2) 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。	条例 第192条第1項 予防条例 第181条第1項 平11老企25 第3の九の3(8)①②
		※ 入居者一人一人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければなりません。	
		※ 療養室等は、家族や友人が来訪・宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければなりません。	

	<p>(3) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第180条第2項 第192条第2項 予防条例 第169条第2項 第181条第2項</p>
<p>22 利用者に関する市町村への通知</p>	<p>○ 利用者が①・②のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p>① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態(要支援状態)の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態(要支援状態)又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることに鑑み、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければなりません。</p>	<p>条例 第184条(第27条準用) 第196条(第184条で準用する第27条準用) 予防条例 第162条(第47条の3準用) 第177条(第162条で準用する第47条の3準用) 平11老企25 第3の九の2(14)(第3の一の3(15)準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(15))</p>
<p>23 管理者の責務</p>	<p>(1) 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>(2) 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第184条(第51条第1項準用) 第196条(第184条で準用する第51条第1項準用) 予防条例 第162条(第49条第1項準用) 第177条(第162条で準用する第49条第1項準用)</p> <p>条例 第184条(第51条第2項準用) 第196条(第184条で準用する第51条第2項準用) 予防条例 第162条(第49条第2項準用) 第177条(第162条で準用する第49条第2項準用)</p>
<p>24 運営規程</p>	<p>○ 事業所ごとに、次の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ④ 通常の送迎の実施地域 ⑤ 施設利用に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ ①～⑦のほか、運営に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ ⑦は、令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務とします。</p>	<p>条例 第181条 第193条 予防条例 第159条 第174条 平11老企25 第3の九の2(8) 第3の九の3(9)(第3の九の2(8)準用)</p>

	<p>※ その他運営に関する重要事項には、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましいです。</p>	
<p>25 勤務体制の確保等</p>	<p>(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	<p>条例 第184条(第99条第1項準用) 第194条第1項</p> <p>予防条例 第162条(第108条の2第1項準用) 第175条第1項</p> <p>平11老企25 第3の九の2(14)(第3の六の3(5)①準用) 第3の九の3(10)(第3の九の2(14)で準用する第3の六の3(5)①)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ユニット型</p>	<p>(2) 従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、①～③のとおり職員配置を行っていますか。</p> <p>① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修受講者を各事業所に2名以上配置するほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)職員を決めてもらうことで足りません。</p> <p>2ユニット以下の事業所の場合には、研修受講者の配置は1名で差し支えありません。</p> <p>※ 研修受講者は、研修で得た知識等を、研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、ユニットケアの質の向上の中核となることが求められます。</p> <p>※ ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えありません。</p> <p>※ ユニット型事業所とユニット型施設が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設(併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか1施設に限る。)を一体のものとみなして、合計2名以上の</p>	<p>条例 第194条第2項</p> <p>予防条例 第175条第2項</p> <p>平11老企25 第3の九の3(10)(第3の八の4(10)準用)</p>

<p>研修受講者が配置されていればよいこととします。</p> <p>ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が2ユニット以下のときには、1名でよいこととします。</p>	
<p>(3) 事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めます。</p>	<p>条例 第184条(第99条第2項準用) 第194条第3項</p> <p>予防条例 第162条(第108条の2第2項準用) 第175条第3項</p> <p>平11老企25 第3の九の2(14)(第3の六の3(5)②準用) 第3の九の3(10)(第3の九の2(14)で準用する第3の六の3(5)②)</p>
<p>※ 令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務とします。</p> <p>(4) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>※ 研修受講の対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p>	<p>条例 第184条(第99条第3項準用) 第194条第4項</p> <p>予防条例 第162条(第108条の2第3項準用) 第175条第4項</p> <p>平11老企25 第3の九の2(14)(第3の六の3(5)③で準用する第3の二の3(6)③) 第3の九の3(10)(第3の八の4(10)③準用)</p>

<p>(5) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p>	<p>条例 第184条（第99条第4項準用） 第194条第5項</p> <p>予防条例 第162条（第108条の2第4項準用） 第175条第5項</p> <p>平11老企25 第3の九の2(14)（第3の六の3(5)④で準用する第3の一の3(21)④） 第3の九の3(10)（第3の八の4(10)④準用）</p>
--	---

<p>26 業務継続計画の策定等 ※令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p> <p> b 初動対応</p> <p> c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p> b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p> c 他施設及び地域との連携</p>	<p>条例 第184条（第32条の2第1項準用） 第196条（第184条を準用する第32条の2第1項）</p> <p>予防条例 第162条（第50条の2の2第1項準用） 第172条（第162条を準用する第50条の2の2第1項準用）</p> <p>平11老企25 第3の九の2(9)（第3の六の3(6)①②準用） 第3の九の3(11)(第3の九の2(9)で準用する第3の六の3(6)①②)</p>
	<p>② 事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例 第184条（第32条の2第2項準用） 第196条（第184条を準用する第32条の2第2項）</p> <p>予防条例 第162条（第50条の2の2第2項準用） 第172条（第162条を準用する第50条の2の2第2項）</p> <p>平11老企25 第3の九の2(9)（第3の六の3(6)③準用） 第3の九の3(11)(第3の九の2(9)で準用する第3の六の3(6)③)</p>
<p>27 定員の遵守</p>	<p>(1) ①～④の利用者数以上の利用者に対して同時にサービスを行っていませんか。</p> <p>① 介護老人保健施設 利用者を介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>② 療養病床を有する病院・療養病床を有する診療所・老人性認知症疾患療養病棟を有する病院療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>③ 診療所(②の場合を除く)</p>	<p>条例 第182条</p> <p>予防条例 第160条</p>

	<p>サービスを提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>④ 介護医療院 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	
<p>ユニット型</p>	<p>(2) ①～③の利用者数以上の利用者に対して同時にサービスを行っていませんか。</p> <p>① ユニット型介護老人保健施設 利用者をユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>② ユニット型指定介護療養型医療施設 利用者をユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>③ ユニット型介護医療院 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	<p>条例 第195条 予防条例 第176条</p>
<p>28 非常災害対策</p>	<p>○ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。</p> <p>※ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めています。</p> <p>※ 非常災害に関する具体的計画とは、消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせてください。</p> <p>防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。</p>	<p>条例 第184条(第101条準用) 第196条(第184条で準用する第101条準用) 予防条例 第162条(第108条の4準用) 第177条(第162条で準用する第108条の4準用) 平11老企25 第3の九の2(14)(第3の六の3(7)準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の六の3(7))</p>

<p>29 衛生管理等</p>	<p>(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第184条(第131条第1項準用) 第196条(第184条で準用する第131条第1項準用)</p> <p>予防条例 第162条(第109条第1項準用) 第177条(第162条で準用する第109条第1項準用)</p>
	<p>(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。</p> <p>※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。</p> <p>※ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。</p>	<p>条例 第184条(第131条第2項準用) 第196条(第184条で準用する第131条第2項準用)</p> <p>予防条例 第162条(第109条第2項準用) 第177条(第162条で準用する第109条第2項)</p> <p>平11老企25 第3の九の2(11)(第3の六の3(8)①準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(11)で準用する第3の六の3(8)①)</p>
	<p>※ 令和6年3月31日までの間は経過措置とし、努力義務とします。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について指定短期入所療養介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 短期入所療養介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。</p> <p>③ 概ね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱</p>	<p>条例 第184条(第131条第2項準用) 第196条(第184条で準用する第131条第2項)</p> <p>予防条例 第162条(第109条第2項準用) 第177条(第162条で準用する第109条第2項)</p> <p>平11老企25 第3の九の2(11)(第3の六の3(8)②準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(11)で準用する第3の六の3(8)②)</p>

	<p>いのためのガイドンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針については次のとおりです。 「介護現場における感染対策の手引き」を参照し、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等 発生時：発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関との連携、行政等への報告等</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p> <p>③ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。</p> <p>④ 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。</p> <p>⑤ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	
<p>30 掲示</p>	<p>○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定短期入所療養介護事業所内に備え付けることでも構いません。</p>	<p>条例 第184条(第34条準用) 第196条(第184条で準用する第34条準用)</p> <p>予防条例 第162条(第50条の4準用) 第177条(第162条で準用する第50条の4準用)</p>
<p>31 秘密保持等</p>	<p>(1) 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>(2) 過去に従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 具体的には、従業員が、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用</p>	<p>条例 第184条(第35条第1項準用) 第196条(第184条で準用する第35条第1項準用)</p> <p>予防条例 第162条(第50条の5第1項準用) 第177条(第162条で準用する第50条の5第1項準用)</p> <p>条例 第184条(第35条第2項準用) 第196条(第184条で準用する第35条第2項準用)</p> <p>予防条例 第162条(第50条の5第2項準用)</p>

	<p>時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。</p>	<p>第177条(第162条で準用する第50条の5第2項準用) 平11老企25 第3の九の2(14)(第3の一の3(25)②準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(25)②)</p>
	<p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービス担当者会議等におきて、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員やほかのサービスの担当者と共有するために必要となります。</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。</p>	<p>条例 第184条(第35条第3項準用) 第196条(第184条で準用する第35条第3項準用) 予防条例 第162条(第50条の5第3項準用) 第177条(第162条で準用する第50条の5第3項準用) 平11老企25 第3の九の2(14)(第3の一の3(25)③準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(25)③)</p>
<p>32 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する利益供与の禁止</p>	<p>○ 居宅介護支援の公正中立性を確保するために、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業員に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第184条(第37条準用) 第196条(第184条で準用する第37条準用) 予防条例 第162条(第50条の7準用) 第177条(第162条で準用する第50条の7準用)</p>
<p>33 苦情処理</p>	<p>(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 必要な措置とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。</p> <p>(2) 利用者及びその家族からの苦情に対し事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けた場合には、苦情(事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報</p>	<p>条例 第184条(第38条第1項準用) 第196条(第184条で準用する第38条第1項準用) 予防条例 第162条(第50条の8第1項準用) 第177条(第162条で準用する第50条の8第1項準用) 平11老企25 第3の九の2(14)(第3の一の3(28)①準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(28)①)</p> <p>条例 第184条(第38条第2項準用) 第196条(第184条で準用する第38条第2項準用) 予防条例 第162条(第50条の8第2項準用)</p>

	<p>であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> <p>※ 苦情の内容等の記録は5年間保存しなければなりません。</p>	<p>第177条(第162条で準用する第50条の8第2項準用)</p> <p>平11老企25</p> <p>第3の九の2(14)(第3の一の3(28)②準用)</p> <p>第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(28)②)</p>
	<p>(3) 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出・提示の求め又は市町村の職員からの質問・照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導・助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例</p> <p>第184条(第38条第3項準用)</p> <p>第196条(第184条で準用する第38条第3項準用)</p> <p>予防条例</p> <p>第162条(第50条の8第3項準用)</p> <p>第177条(第162条で準用する第50条の8第3項準用)</p>
	<p>(4) 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例</p> <p>第184条(第38条第4項準用)</p> <p>第196条(第184条で準用する第38条第4項準用)</p> <p>予防条例</p> <p>第162条(第50条の8第4項準用)</p> <p>第177条(第162条で準用する第50条の8第4項準用)</p>
	<p>(5) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例</p> <p>第184条(第38条第5項準用)</p> <p>第196条(第184条で準用する第38条第5項準用)</p> <p>予防条例</p> <p>第162条(第50条の8第5項準用)</p> <p>第177条(第162条で準用する第50条の8第5項準用)</p>
	<p>(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例</p> <p>第184条(第38条第6項準用)</p> <p>第196条(第184条で準用する第38条第6項準用)</p> <p>予防条例</p> <p>第162条(第50条の8第6項準用)</p> <p>第177条(第162条で準用する第50条の8第6項準用)</p>
<p>34 地域等との連携</p>	<p>(1) 事業の運営に当たっては、地域住民又は地域住民の自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例</p> <p>第184条(第153条準用)</p> <p>第196条(第184条で準用する第153条準用)</p> <p>予防条例</p> <p>第162条(第50条の9準用)</p> <p>第177条(第162条で準用する</p>

	<p>※ 地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</p>	<p>第50条の9 準用) 平11老企25 第3の九の2(14)(第3の八の3(17)準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の八の3(17))</p>
	<p>(2) 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談・援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。</p>	<p>条例 第184条(第39条準用) 第196条(第184条で準用する第39条準用) 予防条例 第162条(第50条の9 準用) 第177条(第162条で準用する第50条の8 準用) 平11老企25 第3の九の2(14)(第3の一の3(29)準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(29))</p>
<p>35 事故発生時の対応</p>	<p>(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等(介護予防支援事業者等)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ あらかじめ、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法について定めておくことが望ましい。</p> <p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p>	<p>条例 第184条(第40条第1項準用) 第196条(第184条で準用する第40条第1項準用) 予防条例 第162条(第50条の10第1項準用) 第177条(第162条で準用する第50条の10第1項準用) 平11老企25 第3の九の2(14)(第3の一の3(30)①③準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(30)①③)</p>
	<p>(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第184条(第40条第2項準用) 第196条(第184条で準用する第40条第2項準用) 予防条例 第162条(第50条の10第2項準用) 第177条(第162条で準用する第50条の10第2項準用) 平11老企25 第3の九の2(14)(第3の一の3(30)準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(30))</p>
	<p>(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p>	<p>条例 第184条(第40条第3項準用) 第196条(第184条で準用する</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。</p>	<p>第40条第3項準用) 予防条例 第162条(第50条の10第3項準用) 第177条(第162条で準用する第50条の10第3項準用) 平11老企25 第3の九の2(14)(第3の一の3(30)③準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(30)③)</p>
<p>36 虐待の防止 ※ 令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>(1) 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。 ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について短期入所療養 介護従業者に周知徹底を図ること イ 虐待の防止のための指針を整備すること ウ 短期入所療養介護従業者に対し、虐待の防止のため の研修を定期的(年1回以上)に実施すること エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を 置くこと</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。 ① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してく ださい。 ② 研修の内容については記録してください。</p>	<p>条例 第184条(第40条の2準用) 第196条(第184条で準用する第40条の2) 予防条例 第162条(第50条の10の2準用) 第177条(第162条で準用する第50条の10の2) 平11老企25 第3の九の2(12)(第3の一の3(31)準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(12)で準用する第3の一の3(31))</p>
	<p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果(事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等)は、従業者に周知徹底を図っていますか。 ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する こと イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。 ① 管理者を含む、幅広い職種により構成します。 ② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催してください。 ③ 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p>	<p>条例 第184条(第40条の2第1項準用) 第196条(第184条で準用する第40条の2第1項) 予防条例 第162条(第50条の10の2第1項準用) 第177条(第162条で準用する第50条の10の2第1項) 平11老企25 第3の九の2(12)(第3の一の3(31)①準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(12)で準用する第3の一の3(31)①)</p>

	<p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>⑥ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p>	
	<p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>カ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第184条（第40条の2第2項準用） 第196条（第184条で準用する第40条の2第2項）</p> <p>予防条例 第162条（第50条の10の2第2項準用） 第177条（第162条で準用する第50条の10の2第2項）</p> <p>平11老企25 第3の九の2(12)(第3の一の3(31)②準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(12)で準用する第3の一の3(31)②)</p>
<p>37 会計の区分</p>	<p>○ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）</p> <p>※ 介護老人保健施設会計・経理準則の制定について（平成12年3月31日老発第378号）</p>	<p>条例 第184条（第41条準用） 第196条（第184条で準用する第41条準用）</p> <p>予防条例 第162条（第50条の11準用） 第177条（第162条で準用する第50条の11準用）</p> <p>平11老企25 第3の九の2(14)(第3の一の3(32)準用) 第3の九の3(11)(第3の九の2(14)で準用する第3の一の3(32))</p>
<p>38 記録の整備</p>	<p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第183条第1項 第196条（第183条第1項準用）</p> <p>予防条例 第161条第1項 第177条（第161条第1項準用）</p>
	<p>(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>① 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）</p> <p>② 提供した具体的なサービスの内容等（診療録を含む）の記録</p>	<p>条例 第183条第2項 第196条（第183条第2項準用） 附則21</p> <p>予防条例 第161条第2項</p>

	<p>③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>第177条(第161条第2項準用) 附則17</p> <p>平11老企25</p> <p>第3の九の2(13)</p> <p>第3の九の3(11)(第3の九の2(13)準用)</p>
--	---	--

五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

項目	確認事項	根拠法令
1 指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針	(1) 利用者の介護予防に資するよう、サービスの目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。	予防条例 第163条第1項 第182条(第163条第1項準用)
	いる・いない	
	(2) 提供するサービスの質の評価を自ら行うとともに主治の医師・歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	予防条例 第163条第2項 第182条(第163条第2項準用)
	いる・いない	
	(3) 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	予防条例 第163条第3項 第182条(第163条第3項準用) 平11老企25 第4の三の7(1)①②
いる・いない		
※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。		
(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	予防条例 第163条第4項 第182条(第163条第4項準用) 平11老企25 第4の三の7(1)③	
いる・いない		
※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があります。		
※ 利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。		
(5) サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	予防条例 第163条第5項 第182条(第163条第5項準用)	
いる・いない		
2 指定介護予防短期入所療養介護の具体的な取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師・歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	予防条例 第164条第1号 第182条(第164条第1号準用)
	いる・いない	
(2) 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所(入居)することが予定される利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成していますか。	予防条例 第164条第2号 第182条(第164条第2号準用) 平11老企25 第4の三の7(2)①	
いる・いない		

<p>※ 相当期間以上とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指します。 4日未満の利用者にあっても、介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所療養介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行ってください。</p> <p>※ 介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に介護予防短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせてください。 介護支援専門員がいない場合には、計画作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましい。</p>	
<p>(3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、介護予防サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防短期入所療養介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、介護予防短期入所療養介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>	<p>予防条例 第164条第3号 第182条(第164条第3号準用) 平11老企25 第4の三の7(2)②</p>
<p>(4) 管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防短期入所療養介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであることから、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。</p> <p>※ 管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の実施状況や評価についても説明を行ってください。</p>	<p>予防条例 第164条第4号 第182条(第164条第4号準用) 平11老企25 第4の三の7(2)③</p>
<p>(5) 管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防短期入所療養介護計画は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>予防条例 第164条第5号 第182条(第164条第5号準用) 平11老企25 第4の三の7(2)③</p>
<p>(6) サービスの提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第164条第6号 第182条(第164条第6号準用)</p>
<p>(7) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者・家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導・説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第164条第7号 第182条(第164条第7号準用)</p>

六 変更の届出等

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>(1) 次の事項に変更があったときは、10日以内にさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>① 事業所の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ※ 法人以外の者が開設する病院・診療所の場合は、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の登記事項証明書又は条例等 ※ 指定短期入所療養介護事業（指定短期入所療養介護事業）に関するものに限る。</p> <p>④ 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所、それ以外の診療所の別</p> <p>⑤ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</p> <p>⑥ 入院患者又は入所者の定員</p> <p>⑦ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>⑧ 運営規程</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用定員の増加に伴う届出は、勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行ってください。</p> <p>※ 管理者の変更に伴う届出は、誓約書を添付して行ってください。</p>	<p>法 第75条第1項 第115条の5第1項 施行規則 第131条第1項 第131条第2項 第140条の22第1項 第140条の22第2項</p>
	<p>(2) 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日をさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第75条第1項 第115条の5第1項 施行規則 第131条第3項 第140条の22第3項</p>
	<p>(3) 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、さいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 廃止又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止の場合は、予定期間</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第75条第2項 第115条の5第2項 施行規則 第131条第4項 第140条の22第4項</p>

七 その他

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>(1) 事業者は、要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。</p> <p>この義務が確保されるよう、①～③に従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>① 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること <p>② 事業所・施設の数が20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 法令遵守責任者の選任をすること イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること <p>③ 事業所・施設の数が100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 法令遵守責任者の選任をすること イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること ウ 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第74条第6項 第115条の4第6項 第115条の32第1項 施行規則 第140条の39</p>
	<p>(2) 業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>① 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ア さいたま市内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者 さいたま市長 イ 埼玉県内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者でア以外の事業者 埼玉県知事 ウ 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者 <ul style="list-style-type: none"> i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣 ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事 <p>② 届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業者の名称 イ 主たる事務所の所在地 ウ 代表者の氏名・生年月日・住所・職名 エ 法令遵守責任者の氏名・生年月日 オ 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数20以上の場合） カ 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数100以上の場合） <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第115条の32第2項 施行規則 第140条の40第1項</p>
	<p>(3) 届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第115条の32第3項 施行規則 第140条の40第2項</p>
	<p>(4) 届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p>	<p>法 第115条の32第4項 施行規則</p>

		いる・いない	第140条の40第3項
2 介護サービス情報の公表	(1) さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。	いる・いない	法 第115条の35 施行規則 第140条の46
	(2) 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。	いる・いない	